

## 鳴門教育大学附属図書館規則

平成16年 4月 1日  
規則第 7 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び社会貢献等の諸活動を支援するため、図書、雑誌その他の図書館資料を一元的に収集、管理して、本学の職員、学生及び一般の利用者に供することを目的とする。

(管理運営)

第3条 附属図書館長は、附属図書館の管理運営を統括する。

(児童図書室)

第4条 附属図書館内に児童図書室を置く。

2 児童図書室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館運営委員会)

第5条 附属図書館の運営に関する重要事項を審議するため、附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。